

四日市市告示第132号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、三重県から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

令和3年 3月24日

四日市市長 森 智広

1. 都市計画の種類及び名称  
四日市都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
2. 縦覧場所  
四日市市諏訪町1番5号  
四日市市 都市整備部 都市計画課

(都市整備部都市計画課)